

## ○三条地域水道用水供給企業団監査委員条例

昭和50年 7月16日

条例第3号

改正 平成 3年 9月 3日 条例第2号

（この条例の趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（定期監査）

**第2条** 法第199条第4項の規定による定期監査は、毎年1回行う。

2 前項の監査を行うときは、監査委員はあらかじめその期日を企業長に通知しなければならない。

（随時監査）

**第3条** 法第199条第2項又は第5項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までにその旨を企業長に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（出納検査）

**第4条** 法第235条の2第1項の規定による毎月の出納検査の期日は25日とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

（決算審査）

**第5条** 監査委員は地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算及び証書類その他の書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付して企業長に提出しなければならない。

（監査及び検査の報告）

**第6条** 監査委員は、監査及び検査を終了したときは、法令の定めるところによりその結果に関する報告を企業団議会及び企業長に提出しなければならない。

（告示及び公表）

**第7条** 監査委員の告示及び公表は、三条地域水道用水供給企業団公告式条例の規定による条例の公布の例により行う。

（雑則）

**第8条** 監査委員は、監査についての書類を保管し、その任期が満了したとき又は辞任したときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。

**第9条** この条例に規定するものを除くほか、監査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成3年9月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。